

(令和8年習志野市議会第1回定例会)

発議案第1号

習志野市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条第2項及び習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

令和8年3月24日

習志野市議会議長

相原和幸様

提出者	習志野市議会議員	高橋正明
賛成者	習志野市議会議員	宮本博之
〃	〃	布施孝一
〃	〃	田中慶子
〃	〃	金井宏志
〃	〃	寺川貴隆
〃	〃	市角雄幸

〃	〃	央	重	則	
〃	〃	佐	野	正	人
〃	〃	丸	山	秀	雄
〃	〃	大	宮	こうた	
〃	〃	三代川	雄	哉	
〃	〃	金	子	友	之
〃	〃	木	村	孝	
〃	〃	飯	生	喜	正
〃	〃	関	根	洋	幸
〃	〃	田	中	真太郎	
〃	〃	齐	藤	賢	治

## 習志野市議会議員定数条例の一部を改正する条例

習志野市議会議員定数条例（平成14年条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
習志野市議会議員の定数は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により、 <u>30人</u> とする。	習志野市議会議員の定数は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により、 <u>28人</u> とする。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の一般選挙の選挙期日の告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に習志野市議会議員の職にある者に係る習志野市議会議員の定数については、その任期が終わる日までの間に限り、なお従前の例による。

### 提案理由

本案は、議員定数を減少しようとするものである。